

○千葉県県税条例施行規則（平成19年3月30日規則第37号）

（還付請求の手続）

第七条 過誤納に係る徴収金の還付を受けようとする者（当該徴収金の額が三十万円を超える者に限る。）は、当該徴収金の還付の請求書を県税事務所長又は自動車税事務所長に提出しなければならない。

（法第一章及び条例第一章の規定に係る書類の様式）

第十一条 法第一章及び条例第一章の規定に係る次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		様式番号
書類の種類	根拠条項	
一 徴税吏員証、検税吏員証及び県税出納員（分任出納員・現金取扱員）証	第三条第一項から第三項まで	別記第一号様式
二 相続人代表者指定（変更）届出書	法第九条の二第一項及び政令第二条第六項	別記第二号様式
三 相続人代表者指定通知書	法第九条の二第二項	別記第三号様式
四 第二次納税義務者（保証人）納付（納入）通知書	法第十一条第一項（法第十六条の五第四項において準用する場合を含む。）	別記第四号様式
五 第二次納税義務者（保証人）納付（納入）催告書	法第十一条第二項（法第十六条の五第四項において準用する場合を含む。）	別記第五号様式
六 自動車税（種別割）第二次納税義務免除申告書	法第十一条の九第三項	別記第六号様式
七 滞納処分費納付告知書	法第十三条第二項	別記第七号様式
八 繰上徴収に係る納期限変更告知書	法第十三条の二第三項（法第十四条の十八第四項において準用する場合を含む。）	別記第八号様式
九 強制換価の場合の県たばこ税（軽油引取税）徴収通知書	法第十三条の三第二項	別記第九号様式
十 担保権付財産が譲渡された場合の徴収通知書	法第十四条の十六第四項（法第十四条の十七第三項において準用する場合を含む。）	別記第十号様式
十一 担保権付財産が譲渡された場合の交付要求書	法第十四条の十六第五項（法第十四条の十七第三項において準用する場合を含む。）	別記第十一号様式
十二 譲渡担保権者の物的納税責任に関する告知書	法第十四条の十八第二項前段	別記第十二号様式
十三 譲渡担保権者の物的納税責任に関する通知書	法第十四条の十八第二項後段	別記第十三号様式
十三の二 譲渡担保財産に係る滞納処分続行通知書	法第十四条の十八第六項及び第七項	別記第十三号様式 の二
十四 徴収猶予（徴収猶予期間延長）申請書	法第十五条第一項、第二項及び第四項	別記第十四号様式
十四の二 徴収猶予（猶予期間延長・換価の猶予）申請書及び添付書類に関する補正通知書	法第十五条の二第七項 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第七項	別記第十四号様式 の二
十五 徴収猶予（徴収猶予期間延	法第十五条の二の二第一項及び第二	別記第十五号様式

長・徴収猶予申請棄却) 通知書	項（法第百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。）	
十六 徴収猶予に係る差押解除申請書	法第十五条の二の三第二項（法第百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。）	別記第十六号様式
十七 徴収猶予取消通知書	法第十五条の三第三項（法第百四十四条の二十九第二項において準用する場合を含む。）	別記第十七号様式
十八 換価の猶予（換価の猶予期間延長・換価の猶予申請棄却・換価の猶予取消）通知書	法第十五条の五の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項及び法第十五条の五の三第二項において準用する法第十五条の三第三項 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二及び法第十五条の六の三第二項において準用する法第十五条の三第三項	別記第十八号様式
十八の二 換価の猶予（換価の猶予期間延長）申請書	法第十五条の六第一項及び同条第三項において準用する法第十五条第四項	別記第十八号様式の二
十九 滞納処分の停止（滞納処分の停止取消）通知書	法第十五条の七第二項及び第十五条の八第二項	別記第十九号様式
二十 担保提供書	法第十六条第一項	別記第二十号様式
二十一 増担保提供等請求書	法第十六条第三項（法第十六条の三第三項、第十六条の四第七項及び第百四十四条の二十第二項において準用する場合を含む。）	別記第二十一号様式
二十二 抵当権設定登記（登録）承諾書	政令第六条の十第三項（政令第六条の十一第三項、第六条の十二第二項及び第四十三条の十四第四項において準用する場合を含む。）	別記第二十二号様式
二十三 納税保証書	政令第六条の十第四項（政令第六条の十一第三項及び第六条の十二第二項において準用する場合を含む。）	別記第二十三号様式
二十四 保全担保提供命令書	法第十六条の三第一項	別記第二十四号様式
二十五 保全担保に係る抵当権設定通知書	法第十六条の三第四項	別記第二十五号様式
二十六 保全担保解除通知書	法第十六条の三第八項及び第九項	別記第二十六号様式
二十七 保全差押金額決定通知書	法第十六条の四第二項	別記第二十七号様式
二十八 保全差押解除通知書	法第十六条の四第四項及び第五項	別記第二十八号様式
二十九 県税過誤納金等還付（充当）通知書	法第十七条及び第十七条の二第五項	別記第二十九号様式
三十 過誤納金を第二次納税義務者に還付（充当）したことの通知書	政令第六条の十三第二項	別記第三十号様式
三十一 過誤納金還付請求書	第七条	別記第三十一号様式

三十二 公示送達書	法第二十条の二第二項	別記第三十二号様式
三十三 払込書	第八条第一項	別記第三十三号様式
三十四 県税取扱状況報告書	第八条第五項	別記第三十四号様式
三十五 災害等による期限の延長（延長申請棄却）通知書	条例第八条第二項	別記第三十五号様式
三十六 災害等による期限の延長申請書	条例第八条第三項	別記第三十六号様式
三十七 更正請求書	法第二十条の九の三第三項	別記第三十七号様式
三十八 更正請求棄却通知書	法第二十条の九の三第四項	別記第三十八号様式
三十九 納税証明書交付請求書	法第二十条の十	別記第三十九号様式
四十 納税証明書	法第二十条の十	別記第四十号様式
四十一 納税管理人申告（申請・異動届出）書	条例第九条	別記第四十一号様式

2 前項の表に掲げるもののほか、県税の賦課徴収に関する次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式番号
一 納付（納入）書	別記第四十二号様式
二 督促状	別記第四十三号様式
三 減額（免除・賦課取消）通知書	別記第四十四号様式
四 減免（減免申請棄却）通知書	別記第四十五号様式

一部改正〔平成一九年規則八八号・二〇年八三号・二一年一六号・二四年七号・二八年一七号・三〇年七三号〕

（不動産取得税特例控除適用申告書の添付書類）

第三十条 条例第五十四条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
  - イ 住宅の売買契約書その他これに類する書類の写し
  - ロ 住宅の登記事項証明書
  - ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類
    - (1) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項又は第六条の二第一項の確認済証の写し
    - (2) 建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項の検査済証の写し又は当該住宅が取得者に引き渡されたことを証する書類
  - ニ その他県税事務所長が必要と認める書類
- 二 法第七十三条の十四第三項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
  - イ 住宅の売買契約書その他これに類する書類の写し
  - ロ 住宅の登記事項証明書
  - ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、法第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された事項について市町村長が交付する証明書
  - ニ 当該住宅が昭和五十七年一月一日前に新築された場合にあつては、総務省令第七条の六に規定する書類
  - ホ その他県税事務所長が必要と認める書類

一部改正〔平成二三年規則一一五号・二五年四号・二六年三九号・二七年三七号〕

(不動産取得申告書の記載事項)

第三十一条 条例第五十七条第一項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 申告者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 二 申告者の住所又は所在地
- 三 申告者が土地を取得した場合にあっては、当該土地の所在地、地番、地目及び地積並びにその用途
- 四 申告者が家屋を取得した場合にあっては、当該家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- 五 申告者が不動産を取得した年月日及びその事由
- 六 その他参考となるべき事項

(不動産価格決定通知書の記載事項)

第三十二条 条例第五十八条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 固定資産課税台帳に登録された後において当該不動産について増築、改築、損壊、地目の変換その他特別の事情が生じた場合にあっては、その旨
- 二 その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項

(不動産取得税減額適用申告書の添付書類)

第三十三条 条例第五十九条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
  - イ 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し
  - ロ 住宅の登記事項証明書
  - ハ 当該住宅が登記されていない場合にあっては、ロに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類
    - (1) 建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の確認済証の写し
    - (2) 建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項の検査済証の写し又は当該住宅が当該住宅の取得者に引き渡されたことを証する書類
  - ニ その他県税事務所長が必要と認める書類
- 二 法第七十三条の二十四第二項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
  - イ 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し
  - ロ 住宅の登記事項証明書
  - ハ 当該住宅が登記されていない場合にあっては、ロに掲げる書類に代えて、法第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された事項について市町村長が交付する証明書
  - ニ 当該住宅が昭和五十七年一月一日前に新築された場合にあっては、総務省令第七条の六に規定する書類
  - ホ 当該住宅の取得者が当該住宅を自己の居住の用に供することを当該住宅の所在地の市町村長が証明した書類その他のその者が当該住宅を自己の居住の用に供していることを証する書類
  - ヘ その他県税事務所長が必要と認める書類
- 三 法第七十三条の二十四第三項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類
  - イ 前号イからハマまで及びホに掲げる書類
  - ロ 当該住宅の耐震改修工事の請負契約書その他の当該住宅に耐震改修を行ったことを証する書類の写し
  - ハ 総務省令第七条の七に規定する書類
  - ニ その他県税事務所長が必要と認める書類

一部改正〔平成二三年規則一一五号・二六年三九号・二七年三七号・二八年一七号・三〇年四五号〕

(徴収猶予の申告書の添付書類)

第三十四条 条例第六十条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し
- 二 次に掲げる書類のいずれか
  - イ 建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の確認済証の写し

- ロ 住宅の建築工事の請負契約書その他これに類する書類の写し
- 三 前各号に掲げるもののほか、県税事務所長が必要と認める書類  
(条例第六十一条第一項第三号の規則で定めるもの)

第三十五条 条例第六十一条第一項第三号に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 管理組合法人又は団地管理組合法人
- 二 地域的な共同活動を行うことを主たる目的とする法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの  
(条例第六十一条第一項第四号の規則で定める日)

第三十六条 条例第六十一条第一項第四号に規定する規則で定める日は、次の各号のいずれかに掲げる日とする。

- 一 移転補償金に係る契約の締結の日
- 二 移転補償金を受けた家屋が除却された日
- 三 移転補償金を受けた者が、当該土地区画整理事業の施行地区内の仮換地又は保留地予定地等に代替家屋を取得する場合にあっては、当該仮換地又は保留地予定地等を使用し、又は収益することができることとなった日  
(条例第六十一条第一項第五号の規則で定める要件)

第三十七条 条例第六十一条第一項第五号に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

- 一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七十三条第一項第三号に規定する宅地、借地権若しくは建築物又は同項第八号に規定する指定宅地若しくはその使用収益権の価額が、近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額であり、その旨が同法第一百条第一項又は第一百条の二第一項の規定による権利変換計画に記載されていること。
- 二 都市再開発法第一百条第五項又は第一百条の二第六項の規定により読み替えて適用される同法第七十三条第一項第四号に規定する施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は同項第九号に規定する個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額が、同法による第一種市街地再開発事業を施行する者が当該事業に要した費用として確定した額及び同法第七十一条第一項又は第四項に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地若しくは近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として確定しており、その旨が同法第一百条第一項又は第一百条の二第一項の規定による権利変換計画に記載されていること。

一部改正〔平成二九年規則三号〕

(条例第六十一条第一項第七号の規則で定める不動産の取得)

第三十八条 条例第六十一条第一項第七号に規定する規則で定める不動産の取得は、次の各号に掲げる不動産の取得とする。

- 一 公益社団法人又は公益財団法人(地方公共団体により出資又は拠出をされているものに限る。)が、当該地方公共団体の施策の実施のために、当該地方公共団体の要請を受けて不動産を取得した場合における当該不動産の取得
- 二 住宅の建設又は宅地の造成を業とする者が、その事業の実施に伴い土地を取得した場合において、当該土地を国又は地方公共団体に無償で譲渡し、当該土地が当該国又は地方公共団体により公用又は公共の用に供されたときにおける当該土地の取得
- 三 自転車駐車場の整備に関する事業を行う公益社団法人又は公益財団法人が、地方公共団体から補助金の交付を受けて自転車駐車場の用に供する家屋を設置した場合における当該家屋の取得
- 四 成田国際空港株式会社が、警察の用に供するために、千葉県警察に無償で貸し付ける家屋を設置した場合における当該家屋の取得
- 五 学校法人以外の者がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得
- 六 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると知事が認める不動産の取得

一部改正〔平成二〇年規則八三号〕

(不動産取得税の減免額)

第三十九条 条例第六十一条第一項各号に掲げる不動産の取得のうち、次の表の上欄に掲げる不動産の取得に対する不動産取得税の減免は、それぞれ当該下欄に定める額について行うものとする。

不動産の取得	減免する額	
一 条例第六十一条第一項第一号に掲げる不動産の取得	滅失の場合	滅失した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、県税事務局長が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によって決定した価格。以下この表において同じ。）に相当する額に税率を乗じて得た額
	損壊の場合	損壊した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額に税率を乗じて得た額に、当該損壊した不動産の地積又は床面積のうち損壊した部分の地積又は床面積の占める割合を乗じて得た額
二 条例第六十一条第一項第二号に掲げる不動産の取得	滅失の場合	全額
	損壊の場合	損壊した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額に税率を乗じて得た額に、当該損壊した不動産の地積又は床面積のうち損壊した部分の地積又は床面積の占める割合を乗じて得た額
三 条例第六十一条第一項第四号に掲げる不動産の取得	移転補償金を受けた家屋の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額に税率を乗じて得た額	
四 条例第六十一条第一項第五号に掲げる不動産の取得	<p>当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき額に、イに掲げる金額に対するロに掲げる金額の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額</p> <p>イ 都市再開発法第百十条第五項、第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される同法第七十三条第一項第四号に規定する施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利若しくは建築施設の部分又は同項第九号に規定する個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額の合計額</p> <p>ロ 都市再開発法第七十三条第一項第三号に規定する宅地、借地権若しくは建築物又は同項第八号に規定する指定宅地若しくはその使用収益権の価額（同法第七十二条の権利変換計画において定められた価額とする。）の合計額</p>	
五 条例第六十一条第一項第六号に掲げる不動産の取得	買い取られた土地又は移転補償金を受けた家屋の固定資産課税台帳に登録された価格に相当する額に税率を乗じて得た額	
六 前条第三号に掲げる不動産の取得	当該家屋の価格に税率を乗じて得た額の二分の一に相当する額	

一部改正〔平成二九年規則三号〕

(不動産取得税に係る書類の様式)

第四十条 不動産取得税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		様式番号
書類の種類	根拠条項	

一 不動産取得税に係る附帯設備部分の価額申出書（還付申請書）	法第七十三条の二第七項及び第八項	別記第七十九号様式
二 不動産取得税特例控除適用申告書	条例第五十四条第一項	別記第八十号様式
三 不動産取得税納税通知書	法第七十三条の十七第二項	別記第八十一号様式
四 不動産取得申告書	条例第五十七条第一項	別記第八十二号様式
五 不動産価格決定通知書	法第七十三条の二十一第三項	別記第八十三号様式
六 不動産取得税減額適用申告書	条例第五十九条第一項	別記第八十四号様式
七 不動産取得税減額（免除・還付）申請書	条例第五十九条第三項及び第四項、第六十条第四項並びに附則第九条第二項並びに法第七十三条の二十七第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第七十三条の二十七の四第四項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）	別記第八十五号様式
八 不動産取得税減額（徴収猶予・徴収猶予取消・免除）通知書	法第七十三条の二十四第一項から第三項まで、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条の四第一項、第四項及び第六項 法第七十三条の二十五第三項（法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第十五条の二の二第一項 法第七十三条の二十六第二項（法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条	別記第八十六号様式

	の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。)において準用する法第十五条の三第三項	
	法第七十三条の二十七の四第一項、第七十三条の二十七の五第一項、第七十三条の二十七の六第一項及び第七十三条の二十七の七第一項	
九 不動産取得税減免申請書	条例第六十一条第二項	別記第八十七号様式
十 不動産取得税徴収猶予（免除）申請書	法附則第十二条第一項及び第三項	別記第八十七号様式の二

一部改正〔平成二〇年規則六六号・二三年一一五号・二四年六八号・二六年三九号・二七年三七号・八五号・二九年三六号・三〇年四五号〕



(表)

県税過誤納金等還付 (充当) 通知書  <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> 様	第 年 月 日 号 さきにあなた（貴社）が納めた税金は、納め過ぎとなりましたので ◎「差引還付額」欄に記載した金額をお返ししますから ○ 別添又は別途送付する窓口支払通知書（公金送金通知書又は同案内書）に記載した支払場所から早目に受け取ってください。 ○ この額が30万円を超える場合には別添の過誤納金還付請求書を至急提出してください。 ◎「充当額」欄に記載したとおり充当しました。 千葉県 県税事務所長 自動車税事務所長 印
---	--

課税番号	年 度	期 (月)	税 目	還 付 の 事 由				
				年 月 日				
過誤納金等発生額	納付(納入)日	税 額	延滞金	加算金	重加算金	計		
	・ ・	円	円	円	円	円		
	・ ・							
	・ ・							
	・ ・							
	計							
正 当 額								
既 還 付 額								
過 誤 納 額 等								
利子割還付金								
還付加算金	基礎となる金額	算定期間	日数	金額	基礎となる金額	算定期間	日数	金額
	円	・ ・ から ・ ・ まで		円	円	・ ・ から ・ ・ まで		円
		・ ・ から ・ ・ まで				・ ・ から ・ ・ まで		
還付加算金合計				円	還付額計		円	

未納の徴収金の充当処理									
税目	年度	期別	課税番号	調定事由	税額	延滞金	加算金	重加算金	合計
					円	円	円	円	円
充 当 額 合 計								円	

差 引 還 付 額	円
(納 税 者 用)	

（裏）

注 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

別記第三十一号様式

受付印

千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長		年 月 日		住所又は所在地		(電話 )		
				氏名又は名称 及び代表者氏名				
過 誤 納 金 還 付 請 求 書 千葉県県税条例施行規則第7条の規定により、次のとおり請求します。								
区 分	年度	期(月)別	税目	税額	加算 金額	延滞 金額	合計額	納付(納入) 年 月 日
納付(納入)額				円	円	円	円	
納付(納入) すべき額								
差引過誤納額								
備 考								

別記第七十九号様式

受付印

		年 月 日		住所又は所在地			
千葉県 県税事務所長 様				氏名又は名称及び代表者氏名			
<p>不動産取得税に係る附帯設備部分の価額申出書（還付申請書）</p> <p>下記の家屋について、不動産所得税の減額（還付）を受けたいので、次のとおり附帯設備に属する部分の価額を申し出ます（還付を申請します）。</p>							
附帯設備の取得者			住所又は所在地				
			氏名又は名称及び代表者の氏名				
家屋	所在			家屋番号		種類	
	構造		床面積		取得年月日	年 月 日	
区分		価 額		割 合	税 額		
主体構造部		円		%	円		
附帯設備							
計				100			
区 分		課 税 標 準 額		税 額		摘 要	
当 初 課 税 額		円		円			
減 額 を 受 け よ う と す る 額							
差 引 納 付 額							
既に納付した税額							
還付を受けようとする金額							
還付を受けようとする金融機関等		銀行支店	預金種別		口座番号		

別記第八十号様式

受付印

千葉県 県税事務所長 様	年 月 日	(ふりがな) 住所又は所在地	(電話 )
		(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名	
不動産取得税特例控除適用申告書 千葉県県税条例第54条第1項の規定により、次のとおり申告します。			
年 度	課 税 区 分	課 税 番 号	
年度	月随時分	第 号	

家 屋	建 築	家屋所在地			摘 要	
		家屋番号		家屋構造		
		家屋種類		持 分		
		家屋延床面積		住 宅 部 分		
		取得原因		取得年月日		
		登記年月日		登記番号		
		建築年月日		入居年月日		
	増 築	前家屋建築 年 月 日	前 家 屋 延 床 面 積	(うち住宅 部分)		
	備考					
	既 存	家屋所在地			摘 要	
		家屋番号		家屋構造		
		家屋種類		持 分		
		家屋延床面積		住 宅 部 分		
取得原因			取得年月日			
登記年月日			登記番号			
新築年月日			入居年月日			
備考						
区 分		課 税 標 準 額	税 額	還付を受けようとする金融等 機 関 等		
当 初 課 税 額		円	円	銀行 支店		
控 除 さ れ る 額				預金種別		
差 引 納 付 額				口座番号		
既 に 納 付 し た 額						
還 付 さ れ る 額						
			確認者職 氏 名	㊟		

別記第八十一号様式

その一（電算用）

(表)

<p style="text-align: center;">(公) 千葉県 領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> <td>税目</td> <td>期(月)別 課税番号</td> <td>納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金 (円)</td> <td>合計 (円)</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>出納取扱店</td> <td>取りまとめ店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収納代行</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	納付額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	課税年度	税目	期(月)別 課税番号	納期限	延滞金 (円)	合計 (円)	領収日付印	出納取扱店	取りまとめ店		収納代行			納税者氏名			<p style="text-align: center;">(公) 千葉県納付（納入）書（原符）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名 口座番号</td> <td>税目</td> <td>課税年度</td> <td>課税期(月)</td> <td>課税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>加算金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税事務所名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>領収日付印</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名 口座番号	税目	課税年度	課税期(月)	課税額	円	延滞金					円	加算金					円	合計					円	納期限						納税者氏名						納付番号						課税事務所名				領収日付印		<p style="text-align: center;">(公) 不動産取得税納税通知書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>課税年度</td> <td>加入者番号</td> <td>納付番号</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>期(月)別</td> <td></td> <td>過少申告 加算金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>課税事由</td> <td></td> <td>不申告 加算金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td></td> <td>重加算金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</p> <p>上記のとおり納めてください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県 県税事務所長 印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>取得した 土地 取得した 家屋</td> <td>課税番号</td> <td>課税標準</td> <td>税率</td> <td>税額</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">不動産取得税は、地方税法第73条の2及び千葉県県税条例第51条の規定により課税されます。</p>	課税年度	加入者番号	納付番号	税額	円	税目			延滞金	円	期(月)別		過少申告 加算金		円	課税事由		不申告 加算金		円	課税番号		重加算金		円	納期限		合計		円	取得した 土地 取得した 家屋	課税番号	課税標準	税率	税額	納期限	期別											
加入者名	口座番号	納付額	円																																																																																																																							
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																																							
課税年度	税目	期(月)別 課税番号	納期限																																																																																																																							
延滞金 (円)	合計 (円)	領収日付印																																																																																																																								
出納取扱店	取りまとめ店																																																																																																																									
収納代行																																																																																																																										
納税者氏名																																																																																																																										
加入者名 口座番号	税目	課税年度	課税期(月)	課税額	円																																																																																																																					
延滞金					円																																																																																																																					
加算金					円																																																																																																																					
合計					円																																																																																																																					
納期限																																																																																																																										
納税者氏名																																																																																																																										
納付番号																																																																																																																										
課税事務所名				領収日付印																																																																																																																						
課税年度	加入者番号	納付番号	税額	円																																																																																																																						
税目			延滞金	円																																																																																																																						
期(月)別		過少申告 加算金		円																																																																																																																						
課税事由		不申告 加算金		円																																																																																																																						
課税番号		重加算金		円																																																																																																																						
納期限		合計		円																																																																																																																						
取得した 土地 取得した 家屋	課税番号	課税標準	税率	税額	納期限																																																																																																																					
期別																																																																																																																										

## 別記第八十一号様式

(表)

<p>1 延滞金等 納期限までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、法令の定めるところによって延滞金が徴収されます。</p> <p>2 賦課に不服がある場合の救済方法 この納税通知書による県税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの賦課を行った県税事務所を経由して提出してください。 この賦課処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 納付の場所 千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・市町村・県税事務所</p>		
---	--	--

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

別記第八十一号様式

その二（手書用）

（表）

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">不動産取得税納税通知書 領収証書<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 月</td> <td>随時</td> <td>課税番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税標準額</td> <td>税率</td> <td colspan="2">税 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>減 額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>差引納付税額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">上記のとおり納めてください。 年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 上記の金額を領収しました。</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">納税者保管</td> </tr> </table>	都道府県コード	120006	[県税]	不動産取得税納税通知書 領収証書 <sup>㊤</sup>	口座番号	加入者			(住所) (氏名) 様				年 月	随時	課税番号		課税標準額	税率	税 額		円		円		円		円		税 額	円			減 額	円			差引納付税額	円			延滞金 (法令の規定により計算した金額)	円			合 計	円			納 期 限	年 月 日			上記のとおり納めてください。 年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 上記の金額を領収しました。			領収日付印	納税者保管				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">納付書（原符）<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>期 別</td> <td colspan="2">課税番号</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>年 月 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日 計</td> <td>口</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">金融機関保管</td> </tr> </table> </td> <td style="width:25%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">領収済通知書<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>税 目</td> <td>課税地</td> <td>期 別</td> <td>事由</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">上記の金額を領収済みにつき通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定金融機関名 (取りまとめ店)</td> <td colspan="4">千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">県税事務所保管</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td></tr></table>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">納付書（原符）<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>期 別</td> <td colspan="2">課税番号</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>年 月 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日 計</td> <td>口</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">金融機関保管</td> </tr> </table>	都道府県コード	120006	[県税]	納付書（原符） <sup>㊤</sup>	口座番号	加入者			(住所) (氏名) 様				年 度	期 別	課税番号		年 度	年 月 分			税 目 名	税 額	05	円	不 動 産 税	延滞金 (法令の規定により計算した金額)	06	円	納 期 限			円	年 月 日	合 計	11	円	課 税 事 務 所				日 計		口				円		金融機関保管				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">領収済通知書<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>税 目</td> <td>課税地</td> <td>期 別</td> <td>事由</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">上記の金額を領収済みにつき通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定金融機関名 (取りまとめ店)</td> <td colspan="4">千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">県税事務所保管</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">領収済通知書<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>税 目</td> <td>課税地</td> <td>期 別</td> <td>事由</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">上記の金額を領収済みにつき通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定金融機関名 (取りまとめ店)</td> <td colspan="4">千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">県税事務所保管</td> </tr> </table>	都道府県コード	120006	[県税]	領収済通知書 <sup>㊤</sup>	口座番号	加入者			(住所) (氏名) 様				年 度	税 目	課税地	期 別	事由	課税番号							税 目 名	税 額	05	円			不 動 産 税	延滞金 (法令の規定により計算した金額)	06	円			納 期 限			円			年 月 日	合 計	11	円			上記の金額を領収済みにつき通知します。						課 税 事 務 所					領収日付印	取りまとめ店						指定金融機関名 (取りまとめ店)		千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店				県税事務所保管					
都道府県コード	120006	[県税]	不動産取得税納税通知書 領収証書 <sup>㊤</sup>																																																																																																																																																																																															
口座番号	加入者																																																																																																																																																																																																	
(住所) (氏名) 様																																																																																																																																																																																																		
年 月	随時	課税番号																																																																																																																																																																																																
課税標準額	税率	税 額																																																																																																																																																																																																
円		円																																																																																																																																																																																																
円		円																																																																																																																																																																																																
税 額	円																																																																																																																																																																																																	
減 額	円																																																																																																																																																																																																	
差引納付税額	円																																																																																																																																																																																																	
延滞金 (法令の規定により計算した金額)	円																																																																																																																																																																																																	
合 計	円																																																																																																																																																																																																	
納 期 限	年 月 日																																																																																																																																																																																																	
上記のとおり納めてください。 年 月 日 千葉県 県税事務所長 印 上記の金額を領収しました。			領収日付印																																																																																																																																																																																															
納税者保管																																																																																																																																																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">納付書（原符）<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>期 別</td> <td colspan="2">課税番号</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>年 月 分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日 計</td> <td>口</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">金融機関保管</td> </tr> </table>	都道府県コード	120006	[県税]	納付書（原符） <sup>㊤</sup>	口座番号	加入者			(住所) (氏名) 様				年 度	期 別	課税番号		年 度	年 月 分			税 目 名	税 額	05	円	不 動 産 税	延滞金 (法令の規定により計算した金額)	06	円	納 期 限			円	年 月 日	合 計	11	円	課 税 事 務 所				日 計		口				円		金融機関保管				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">領収済通知書<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>税 目</td> <td>課税地</td> <td>期 別</td> <td>事由</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">上記の金額を領収済みにつき通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定金融機関名 (取りまとめ店)</td> <td colspan="4">千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">県税事務所保管</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">領収済通知書<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>税 目</td> <td>課税地</td> <td>期 別</td> <td>事由</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">上記の金額を領収済みにつき通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定金融機関名 (取りまとめ店)</td> <td colspan="4">千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">県税事務所保管</td> </tr> </table>	都道府県コード	120006	[県税]	領収済通知書 <sup>㊤</sup>	口座番号	加入者			(住所) (氏名) 様				年 度	税 目	課税地	期 別	事由	課税番号							税 目 名	税 額	05	円			不 動 産 税	延滞金 (法令の規定により計算した金額)	06	円			納 期 限			円			年 月 日	合 計	11	円			上記の金額を領収済みにつき通知します。						課 税 事 務 所					領収日付印	取りまとめ店						指定金融機関名 (取りまとめ店)		千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店				県税事務所保管																																																																			
都道府県コード	120006	[県税]	納付書（原符） <sup>㊤</sup>																																																																																																																																																																																															
口座番号	加入者																																																																																																																																																																																																	
(住所) (氏名) 様																																																																																																																																																																																																		
年 度	期 別	課税番号																																																																																																																																																																																																
年 度	年 月 分																																																																																																																																																																																																	
税 目 名	税 額	05	円																																																																																																																																																																																															
不 動 産 税	延滞金 (法令の規定により計算した金額)	06	円																																																																																																																																																																																															
納 期 限			円																																																																																																																																																																																															
年 月 日	合 計	11	円																																																																																																																																																																																															
課 税 事 務 所																																																																																																																																																																																																		
日 計		口																																																																																																																																																																																																
		円																																																																																																																																																																																																
金融機関保管																																																																																																																																																																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">都道府県コード</td> <td style="width:10%; text-align: center;">120006</td> <td style="width:15%; text-align: center;">[県税]</td> <td style="width:60%;">領収済通知書<sup>㊤</sup></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="3">加入者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(住所) (氏名) 様</td> </tr> <tr> <td>年 度</td> <td>税 目</td> <td>課税地</td> <td>期 別</td> <td>事由</td> <td>課税番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 目 名</td> <td>税 額</td> <td>05</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>不 動 産 税</td> <td>延滞金 (法令の規定により計算した金額)</td> <td>06</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>合 計</td> <td>11</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">上記の金額を領収済みにつき通知します。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">課 税 事 務 所</td> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">取りまとめ店</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定金融機関名 (取りまとめ店)</td> <td colspan="4">千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">県税事務所保管</td> </tr> </table>	都道府県コード	120006	[県税]	領収済通知書 <sup>㊤</sup>	口座番号	加入者			(住所) (氏名) 様				年 度	税 目	課税地	期 別	事由	課税番号							税 目 名	税 額	05	円			不 動 産 税	延滞金 (法令の規定により計算した金額)	06	円			納 期 限			円			年 月 日	合 計	11	円			上記の金額を領収済みにつき通知します。						課 税 事 務 所					領収日付印	取りまとめ店						指定金融機関名 (取りまとめ店)		千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店				県税事務所保管																																																																																																																									
都道府県コード	120006	[県税]	領収済通知書 <sup>㊤</sup>																																																																																																																																																																																															
口座番号	加入者																																																																																																																																																																																																	
(住所) (氏名) 様																																																																																																																																																																																																		
年 度	税 目	課税地	期 別	事由	課税番号																																																																																																																																																																																													
税 目 名	税 額	05	円																																																																																																																																																																																															
不 動 産 税	延滞金 (法令の規定により計算した金額)	06	円																																																																																																																																																																																															
納 期 限			円																																																																																																																																																																																															
年 月 日	合 計	11	円																																																																																																																																																																																															
上記の金額を領収済みにつき通知します。																																																																																																																																																																																																		
課 税 事 務 所					領収日付印																																																																																																																																																																																													
取りまとめ店																																																																																																																																																																																																		
指定金融機関名 (取りまとめ店)		千葉県指定金融機関 千葉銀行県庁支店																																																																																																																																																																																																
県税事務所保管																																																																																																																																																																																																		



(裏)

		<p>1 課税の根拠                  不動産取得税は、千葉県県税条例第51条及び地方税法第73条の2の規定により課税されます。</p> <p>2 延滞金等                  納期限までに税金を納付しなかった場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、法令の定めるところによって延滞金が徴収されます。</p> <p>3 賦課に不服がある場合の救済方法                  この納税通知書による不動産取得税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの賦課を行った県税事務所を経由して提出してください。                  この賦課処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。                  なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>4 納付の場所                  最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局（関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。）・市町村（一部を除く。）・県税事務所</p>
--	--	---

備考

- 1 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。
- 2 この通知書は、横3連式又は3枚複写式のいずれかとすること。

別記第八十二号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-right: 10px;">受付印</div> 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 住所又は所在地	(電話 )		
		(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名			
不動産取得申告書 千葉県県税条例第57条第1項の規定により、次のとおり申告します。					
年 度		課 税 区 分			
年度		月 随 時 分			
		課 税 番 号			
		第 号			
土  地	所 在 地			摘 要	
	地 番 号	地 目			
	地 積	申 告 者 持 分			
	取 得 原 因	取 得 年 月 日			
	登 記 年 月 日	登 記 番 号			
	契 約 相 手 方 住 所 氏 名	(電話 )			
	契 約 金 額	固 定 資 産 評 価 額			
共 有 者 住 所 氏 名	続 柄 (電話 )				
家  屋	建  築  増 築	家 屋 所 在 地			摘 要
		家 屋 番 号	家 屋 構 造		
		家 屋 種 類	申 告 者 持 分		
		家 屋 延 床 面 積	住 宅 部 分		
		取 得 原 因	取 得 年 月 日		
		登 記 年 月 日	登 記 番 号		
	建 築 年 月 日	入 居 年 月 日			
	前 年 家 屋 建 築 年 月 日	前 家 屋 延 床 面 積	(うち住宅部分)		
	契 約 相 手 方 住 所 氏 名	(電話 )			
	契 約 金 額	固 定 資 産 評 価 額			
	共 有 者 住 所 氏 名	続 柄 (電話 )			
既  存	家 屋 所 在 地			摘 要	
	家 屋 番 号	家 屋 構 造			
	家 屋 種 類	申 告 者 持 分			
	家 屋 延 床 面 積	住 宅 部 分			
	取 得 原 因	取 得 年 月 日			
	登 記 年 月 日	登 記 番 号			
	新 築 年 月 日	入 居 年 月 日			
	契 約 相 手 方 住 所 氏 名	(電話 )			
契 約 金 額	固 定 資 産 評 価 額				
共 有 者 住 所 氏 名	続 柄 (電話 )				
予 定	着 工 予 定 日	取 得 予 定 日		摘 要	
	取 得 予 定 面 積	住 宅 部 分			
特等 例の 控 除 用			非減除 課免 税・ 免等		
			確認者職氏名	㊟	



別記第八十四号様式

受付印

千葉県 県税事務所長 様 年 月 日		(ふりがな)		-----		
		住所又は所在地		(電話 )		
千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな)		-----		
		氏名又は名称 及び代表者氏名		-----		
不動産取得税減額適用申告書 千葉県県税条例第59条第1項の規定により、次のとおり申告します。						
年 度		課 税 区 分		課 税 番 号		
年度		月 随 時 分		第 号		
土 地	所 在 地				摘 要	
	地 番 号	地 目				
	地 積	持 分				
	取 得 原 因	取 得 年 月 日				
	登 記 年 月 日	登 記 番 号				
備考						
家 屋	建 築	家屋所在地				摘 要
		家屋番号	家屋構造			
		家屋種類	持 分			
		家屋延床面積	住 宅 部 分			
		取 得 原 因	取 得 年 月 日			
		登 記 年 月 日	登 記 番 号			
	増 築	建 築 年 月 日	入 居 年 月 日			
		前家屋建築 年 月 日	前 家 屋 延 床 面 積	(うち住宅 部分)		
	備考					
	既 存	家屋所在地				摘 要
家屋番号		家屋構造				
家屋種類		持 分				
家屋延床面積		住 宅 部 分				
取 得 原 因		取 得 年 月 日				
登 記 年 月 日		登 記 番 号				
新 築 年 月 日	入 居 年 月 日					
備考						
予 定	着 工 予 定 日	取 得 予 定 日				
	取 得 予 定 面 積	住 宅 部 分				
区 分		課 税 標 準 額	税 額	還付を受けようとする金融 機 関 等		
当 初 課 税 額		円	円			
控 除 さ れ る 額						
減 額 さ れ る 額	附 則			銀行 支店		
	本 則					
差 引 納 付 額				預金種別 口座番号		
既 に 納 付 し た 額						
還 付 さ れ る 額						
			確認者職氏名	㊟		

別記第八十五号様式

その一（住宅・減額又は還付）

受付印 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		住所又は所在地		(電話 )	
		(ふりがな)			
		氏名又は名称及び代表者氏名			
年 度	年度	不動産取得税減額（還付）申請書			
課 税 区 分	月随時分	不動産取得税の減額（還付）を受けたいので、次の			
課 税 番 号	第 号	とおり申請します。			
土 地	所 在			地 番	
	取 得 年 月 日	年 月 日	地 目	地 積	m <sup>2</sup>
新築又は取得した家屋	建 築 年 月 日	年 月 日		取 得 年 月 日	年 月 日
	登 記 年 月 日	保存登記 移転登記 登記受付番号第	年 月 日	未登記	家 屋 番 号
	種 類	<input type="checkbox"/> 一戸建専用住宅 <input type="checkbox"/> 一戸建併用住宅 <input type="checkbox"/> 共 同 住 宅	構 造	造 階建	床面積
区 分		課 税 標 準 額	税 額	摘 要	
当 初 課 税 額		円	円		
減 額 を 受 け よ う と す る 額					
差 引 納 付 額					
既 に 納 付 し た 税 額					
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額					
還付を受けようとする金融機関等		銀行支店	預金種別	口座番号	
		口座名義 (カナ)			
				確認者職氏名	㊟

注

- 共同取得の場合は、取得者全員が氏名又は名称及び代表者氏名を記載してください。
- 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、申請者本人（共同取得の場合は、申請者のうちいずれか1名）の口座を記入してください。

別記第八十五号様式

その二（収用・減額又は還付）

受付印 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		住所又は所在地		(電話 )		
		(ふりがな)				
氏名又は名称及び代表者氏名						
年 度	年度	不動産取得税減額（還付）申請書				
課 税 番 号	第 号	不動産取得税の減額（還付）を受けたいので、次の				
課 税 区 分	月随時分	とおり申請します。				
代 替 不 動 産			被 収 用 不 動 産 等			
土 地	所 在			所 在		
	地 目	地 積		地 目	地 積	
	用 途			用 途		
家 屋	所 在			所 在		
	家 屋 番 号	種 類		家 屋 番 号	種 類	
	構 造	床面積		構 造	床面積	
	用 途			用 途		
被収用不動産等の収用、譲渡又は移転補償を受けた年月日		年 月 日		代替不動産の取得年月日	年 月 日	
				被収用不動産等の固定資産課税台帳価格	円	
区 分	課 税 標 準 額	税 額	摘 要			
当 初 課 税 額	円	円				
減 額 を 受 け よ う と す る 額						
差 引 納 付 額						
既 に 納 付 し た 税 額						
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額						
還付を受けようとする金融機関等	銀行支店	預金種別		口座番号		
				確認者職氏名	㊟	

別記第八十五号様式

その三（その他・免除又は還付）

千葉県 県税事務局長 様 (受付印)		年 月 日		住所又は所在地		(電話 )	
				(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名		-----	
年 度	年度	不動産取得税免除（還付）申請書					
課 税 区 分	月随時分	不動産取得税の免除（還付）を受けたいので、次の					
課 税 番 号	第 号	とおりに申請します。					
土 地	所 在					地 番	
	地 目		地 積		取得年月日	年 月 日	
家 屋	所 在			家 屋 番 号		種 類	
	構 造		床面積		取得年月日	年 月 日	
免除又は還付を受けようとする事由その他参考となるべき事項							
区 分		課 税 標 準 額		税 額		摘 要	
当 初 課 税 額		円		円			
免 除 を 受 け ようとする額							
差 引 納 付 額							
既 に 納 付 し た 税 額							
還 付 を 受 け ようとする金額							
還付を受けようとする金融機関等		銀行支店	預金種別		口座番号		
				確認者職氏名		㊟	

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

別記第八十六号様式

その一（共通）

第 号  
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 団

不動産取得税減額（徴収猶予・徴収猶予取消・免除）通知書

さきに減額の申請のあった（徴収猶予の申告のあった・徴収猶予をした・免除の申請のあった）下記の不動産取得税については、地方税法第 条第 項の規定により、次のとおり減額の決定（徴収猶予の決定・徴収猶予の取消し・免除の決定）をしたので通知します。

年 度	課 税 区 分	課 税 番 号	
	月随時分	第 号	
区 分	課 税 標 準 額	税 額	摘 要
当 初 課 税 額	円	円	
徴 収 猶 予 額			
徴 収 猶 予 取 消 額			
減額（免除）した額			
差 引 納 付 額			
徴 収 猶 予 （をしていた）期間	年 月 日から 年 月 日まで	取消し の理由	

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。



別記第八十六号様式

その二（減額・免除・電算用）

年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 印

不動産取得税減額（免除）通知書

さきに課税した下記の不動産取得税については、地方税法第 条第 項の規定により、次のとおり減額（免除）したので通知します。

課税年度・期別	年 月 随時	課税番号	
取得した土地			
取得した家屋			
区 分	初めに課税した額①	減額（免除）した額②	減額（免除）後の額③
課税標準額	円	円	円
税 額	円	円	円
内 訳	土 地	円	円
	家 屋	円	円
理 由			
備 考			

注

- 「初めに課税した額①」欄の税額を既に納付している場合は、「減額（免除）した額②」欄の税額を還付しますが、その通知は別に送付します。
- 「減額（免除）後の額③」欄の税額をまだ納付していない場合は、直ちに納付してください。
- この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

別記第八十七号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             受付印           </div>		年 月 日		住所又は所在地			
		千葉県知事 県税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名			
年 度	年度	不動産取得税減免申請書 千葉県県税条例第61条第2項の規定により、次のとおり不動産取得税の減免を申請します。					
課税区分	月随時分						
課税番号	第 号						
土地	所在				地番		
	地目		地積		取得年月日	年 月 日	
家屋	所在			家屋番号		種類	
	構造		床面積		取得年月日	年 月 日	
区 分		課税標準額		税 額		摘 要	
当初課税額		円		円			
減免を受けようとする額							
差引納付額							
減免を受けようとする理由							

千葉県 県税事務所長 様 年 月 日		住所 (電話 )		
		(ふりがな)		
		氏 名		
		個 人 番 号		
年 度	年度	不動産取得税徴収猶予(免除)申請書 地方税法附則第12条第 項の規定により不動産取得税の徴収猶予(免除)を受けたいので、次のとおり申請します。		
課税区分	月随時分			
課税番号	第 号			
土 地	所在			地 番
	地目	地 積	m <sup>2</sup>	取得年月日
	登記原因	登記年月日	年 月 日	登記番号
	贈与者又は受贈者の氏名			贈与者又は受贈者の続柄
	贈与者又は受贈者の住所			贈与者又は受贈者の死亡年月日
その他参考となるべき事項				
区 分	課 税 標 準 額	税 額	摘 要	
当 初 課 税 額	円	円		
徴収猶予(免除)を受けようとする額				
差 引 納 付 額				
既に納付した税額				
			確 認 者 職 氏 名	㊟

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。